

広島県告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

福山市神辺町大字平野字観音寺七二七五の一から七二七五の三まで、七二八〇の一、七二八〇の四、七二八三の一から七二八三の三まで、七二八三の五、七二九三、七二九八、字窪江七三二七、七三三〇、七三三四、字岡七三四〇、七三四一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）